

農薬危害防止運動期間中です！

農薬は適正に使用し、 事故を防止しましょう！

毎年6月から8月までの3カ月間、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。

状況に応じた適切な防除を

病害虫や被害発生 of 早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょう。また、病害虫が発生していないのに、定期的に農薬を散布するのはやめましょう。

農薬を使用しない方法を

害虫を捕殺する、被害を受けた枝や葉を切り取る、虫が寄りつかないように網をかけるなど、農薬を使わなくてもできる防除を優先して行いましょう。

やむを得ず農薬を使用するときは

農薬のラベルや袋に表示されている使用基準や使用上の注意事項を必ず確認してから使いましょう。

また、誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管しましょう。

農薬散布は最大限の配慮と細心の注意を

農薬の散布区域は最小限の範囲に留めましょう。また、無風や風が弱いとき、早朝など、天候や時間帯を選んで行いましょう。

事前に十分な周知を

農薬を散布するときは、散布日時や使用する農薬などをあらかじめ周囲に住んでいる方や近くを通行する方に看板などで十分伝えましょう。近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者にも周知してください。

また、散布中や散布後も看板やコーンを配置して、散布区域に関係者以外の人が立ち入らないようにしましょう。

問い合わせ／県保健医療部薬務課薬物対策担当（☎048・830・3633）、県農林部農産物安全課農薬・植物防疫担当（☎048・830・4053）、または熊谷保健所（☎523・2811）へ。

微小粒子状物質

（PM2.5）について



PM2.5とは、直径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 0.001mm ）以下の微粒子のことです。さまざまな成分からなる物質であるため、影響もさまざまであると考えられています。粒子が小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

県でPM2.5の濃度が高くなると予測されたとき、町では防災無線により注意喚起を行います。その際、健康影響へのリスクを少なくするためにも、次の点に気を付けましょう。

- ① 不要不急の外出をできるだけ減らしましょう。
- ② 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- ③ 換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。

また、身体への影響は個人差が大きいと考えられており、呼吸器系や循環器系に疾患のある方、子どもや高齢者は影響を受けやすいため、体調の変化には特に注意してください。

PM2.5の測定結果等については、埼玉県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/pm25.html>）をご覧ください。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線224）へ。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書等および産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧

株式会社エコ計画から、大字三ヶ山地区内に設置の場所とする一般廃棄物処理施設設置許可申請書等および産業廃棄物処理施設設置許可申請書等が提出されましたので縦覧します。

縦覧期間／7月11日（金）～8月11日（月）午前9時～午後4時30分（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所／

- ・埼玉県北部環境管理事務所
- ・県環境部資源循環推進課（一般廃棄物処理施設設置許可申請書について）
- ・県環境部産業廃棄物指導課（産業廃棄物処理施設設置許可申請書について）
- ・町生活環境課

問い合わせ／一般廃棄物：県環境部資源循環推進課一般廃棄物・リサイクル担当（☎048・830・3110）、産業廃棄物：県環境部産業廃棄物指導課審査担当（☎048・830・3133）、または生活環境課（☎581・2121内線223・224）へ。

食中毒に 注意しましょう！



気温や湿度の高い季節は、細菌による食中毒の発生が多くなります。特に、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157による食中毒には十分な注意が必要です。夏の食中毒予防についての基本的な注意点を確認し、健康に夏を過ごしましょう。

＜食中毒予防の注意点＞

- 1 十分な手洗いを忘れずにしましょう。
 - 2 食品は細菌が増殖しないよう低温（10℃以下）で保存しましょう。
 - 3 食品は中心部までよく加熱（75℃以上で1分以上）して、すぐに食べましょう。
 - 4 食肉の取扱いは特に注意しましょう。
- ・食肉は、生や加熱不十分な状態で絶対に食べないでください。
 - ・生肉とそれ以外の食品を扱うはしやトングは、必ず分けてください。

問い合わせ／熊谷保健所（☎523・2811）へ。

廃蛍光灯・鏡・水銀体温計の 臨時回収



蛍光灯には、水銀を含むガスが封入されています。町では年2回、有害ごみとして各地区の指定場所で収集していますが、この収集に間に合わなかった方、または出し忘れてしまった方を対象に、次の日時に廃蛍光灯等を回収します。

なお、廃乾電池については、平日、役場の総合案内および男衾・用土両連絡所に回収ボックスを設置していますので、そちらをご利用ください。

※白熱電球は有害ごみではありませんので、ビン類として不燃ごみの日に出してください。

廃蛍光灯等臨時回収

日時／7月26日（土）、27日（日）両日とも午前9時～11時

場所／役場庁舎北側倉庫前

対象／廃蛍光灯、鏡、水銀体温計

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線221・222）へ。

募集します！

平成26年度

青年就農給付金受給者



青年就農給付金（準備型）

就農予定時の年齢が原則45歳未満で、農業経営者となる強い意欲があり、県が認める研修機関（埼玉県農業大学校、先進農家等）で就農に向けた研修を受ける方は、最長2年間、年間150万円の給付を受けることができます。

申請には要件がありますので、希望される方は事前にご相談ください。なお、予算額に達した時点で受付を終了します。詳しくはお問い合わせください。

受付期限／7月31日（木）まで

問い合わせ／県農林部大里農林振興センター新規就農・法人化担当（☎526・2210）へ。

青年就農給付金（経営開始型）

45歳未満で農業経営を開始し、国が定める要件を満たす方は、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円の給付を受けることができます。

申請には要件がありますので、希望される方は事前にご相談ください。詳しくは農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_synou/roundou.html）をご覧ください。

問い合わせ／農林課（☎581・2121内線401）へ。

ご協力ください！

道路上に張り出した 樹木等の伐採

敷地等から道路や歩道へ伸びた樹木や枝などは、歩行者や自動車等の通行に支障を来すだけでなく、事故につながる危険があります。万一、倒木等が原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることもあります。

歩行者および自動車等の通行や強風・大雨時の安全確保のため、定期的な剪定や強風後の見回りなど、継続的な維持管理にご協力をお願いします。

なお、所有者が個人で作業する場合には、次の点にご注意ください。

- ・電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に電力会社、または電話会社へ連絡をしてください。
- ・通行車両、自転車および歩行者の安全確保と樹木からの転落等の事故には十分ご注意ください。

※敷地等から道路に伸びた雑草も通行の支障を来す場合がありますので、雑草の管理についてもご協力をお願いします。

問い合わせ／建設課（☎581・2121内線236）へ。